

第 1 2 回

上富良野町農業委員会総会議事録

令和 3 年 6 月 11 日

上富良野町農業委員会

第12回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和3年6月11日（金） 午後7時00分から午後8時00分

2 場 所 JAふらの北エリア上富良野事務所 2階役員会議室

3 出席委員 12名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	前田 満	2	對馬 徹	3	上田 修一
4	荒 仁	5	沼沢 春美	6	西木 晴彦
7	小川 光洋	8	島田 政志	9	谷本 嘉彦
10	北村 啓一	11	内田 透	12	佐藤 良二

4 欠席委員

13	井村 昭次				
----	-------	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

日程第1 会議録署名委員の決定

日程第2 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について

日程第3 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第3号 土地の現況証明下付について

日程第5 議案第4号 農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画について

日程第6 議案第5号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	大谷 隆樹	次長	安川 伸治	主事	瀬川 翔太
------	-------	----	-------	----	-------

8 会議の概要
開会（午後7時00分） （着席）

開会の宣言

事務局長 全員ご起立ください。「礼」ご着席ください。
只今より、第12回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

議長（会長
職務代理、
以下議長） これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、12名であります。
定数に達しておりますので、これより第12回上富良野町農業委員会総会を開会いたし
ます。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、
9番 谷本 嘉彦 君 10番 北村 啓一 君を指名いたします。

議長 日程第2 議案第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について」の件を議題といたします。
議案第1号を、事務局が説明いたします。

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の解約申し出のあった次の件について、審議を求めます。
令和3年6月11日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借権の解約が成立していると考えられます。
よろしくご審議のほどお願いします。

1番

貸主、茨城県常盤太田市〇〇町〇〇〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん。借主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇他3筆、計4筆。地目は公簿が田・畑、現況が畑で、面積は4筆合計で43,982㎡です。土地の引き渡し時期は令和3年5月31日、内容は合意解約です。農業経営基盤強化促進法による賃貸借で、期間は平成25年3月8日から令和5年11月30日でした。

2番

貸主、上川郡東神楽町〇〇〇〇条〇丁目〇番〇〇号の〇〇〇〇さん。借主、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇他3筆、計4筆。地目は公簿現況ともに畑で、面積は4筆合計で2,577㎡です。土地の引き渡し時期は令和3年4月3日、内容は合意解約です。農業経営基盤強化促進法による賃貸借で、期間は平成28年3月11日から令和5年11月30日でした。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第1号 2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第3 議案第2号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第2号を、事務局が説明いたします。

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可の可否について審議を求めます。
令和3年6月11日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

1番

出し手、茨城県常盤太田市〇〇町〇〇〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん。受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇他、計4筆。地目は公簿が田・畑、現況が畑で、面積は4筆合計で43,982㎡です。内容は売買となりました。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第2号 について、提案に関する補足説明を願います。
「2番 対馬 徹 委員」

対馬委員 2番 対馬です。 議案第2号 について、補足説明いたします。

出し手 茨城県常陸太田市〇〇町
〇〇〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん
受け手 〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇〇〇の〇〇〇〇沿いとなります。
〇〇さんの再処分に伴い、〇〇会社〇〇さんへの売買となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第4、議案第3号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
議案第3号を、事務局が説明いたします。

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。
令和3年6月11日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

審議資料として、現地調査表を添付してございます。

1番

所在、上富良野町〇〇〇〇番〇〇他1筆、計2筆。公簿原野、現況は農地・採草放牧地。面積は2筆合計で577㎡。土地所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、申請目的は地目変更です。調査は佐藤委員、内田委員、沼沢委員の3名と事務局で令和3年5月31日に行っています。

2番

所在、上富良野町〇〇〇〇番〇〇他1筆、計2筆。公簿が畑、現況は農地・採草放牧地以外。面積は2筆合計で761㎡。土地所有者は上川郡東神楽町〇〇〇〇条〇〇丁目〇〇番〇〇号の〇〇〇〇さん、申請目的は地目変更です。調査は佐藤委員、内田委員、沼沢委員の3名と事務局で令和3年5月31日に行っています。

3番

所在、上富良野町〇〇〇〇番〇〇他2筆、計3筆。公簿が畑、現況が農地・採草放牧地以外の土地と、公簿が山林、現況が農地・採草放牧地での土地があります。面積は3筆合計で2,114㎡。土地所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、申請目的は地目変更です。調査は北村委員、谷本委員、前田委員の3名と事務局で令和3年6月3日に行いました。

4番

所在、上富良野町〇町〇丁目〇〇〇〇番〇〇、計1筆。公簿が田、現況が農地・採草放牧。面積は14㎡で、土地所有者は〇町〇丁目〇番〇〇号の〇〇〇〇さん、申請目的は地目変更です。調査は北村委員、小川委員、前田委員の3名と事務局で令和3年6月3日に行いました。

5番

所在、上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。公簿が田、現況が農地・採草放牧地以外。面積は1,661㎡。土地所有者は空知郡中富良野町字〇〇〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、申請目的は地目変更です。調査は北村委員、小川委員、前田委員の3名と事務局で令和3年6月3日に行いました。

1番の経過についてです。当該地の公簿地目は原野であります。昭和21年から現在まで75年間、隣接地と同じく農地として利用しています。今後も引き続き農地として利用するため、農地へ現況証明をお願いしたいとのことです。

2番についてです。〇〇〇〇番〇〇は、昭和41年から倉庫用の敷地として、54年間利用し、〇〇〇〇番〇〇は昭和55年から住宅用地として40年が経過しています。相続した所有地を処分するための地目変更登記のため、証明をお願いしたいとのことです。

3番です。〇〇〇〇番〇〇は昭和53年に道路用地買収により旧道路に挟まれ生じた残地で面積狭小の耕作不適地であり、これまで43年間農作物及び堆肥置場に使われています。〇〇〇〇番〇〇及び〇〇は、平成2年売買により取得、以降の30年間は隣

接する畑と一体で使用しているため、現況どおり農地としたい。以上3筆について財産整理のための地目変更登記に当たり、証明をお願いしたいとのことです。

4番です。当該地は平成元年に5条転用許可を受け分筆しましたが、公簿地目の変更をせずに現在まで32年間、隣接地と同じく利用しています。今般相続となり、今後も継続して宅地として利用するため、農地外として証明をお願いしたいとのことです。

5番です。当該地は平成13年贈与により取得、取得以前の昭和50年から現在まで45年間、住宅及び倉庫用地として利用しております。今後においても現状通り使用する予定のため、農地外として証明をお願いしたいとのことです。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第3号 1番、2番について、提案に関する補足説明を願います。
「5番 沼沢 春美 委員」

沼沢委員 5番 沼沢です。5月31日に 佐藤委員、内田委員とともに現地調査を行いました。

1番

所有者は ○○線○○号の○○○○さん。
所在地は ○○地区、○○線○○号の○○○○付近です。

土地の経過については、事務局の説明とおりです。
公簿上は原野ですが、農地、採草放牧地とすることが適当と思います。

2番

所有者は 上川郡東神楽町○○○○条○○丁目○○番○○号の○○○○さん。
所在地は ○○地区、○○線○○号の○○○○沿いです。

土地の経過については、事務局の説明とおりです。
公簿上は畑ですが、農地、採草放牧地以外とすることが適当と思います。

慎重審議をよろしく願います。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第3号 1番、2番について、これより質疑に入ります。

前田委員 2番の現況証明ですが、議案第1号では4筆で、今回2筆のみ地目変更で他の2筆はどうなっているのか、農地として合意解約はしているが、その処理はどうなっているのか聞きしたい。

事務局 こちらの経過ですが、○○○○番○○と○○○○番○○が隣接していて、もともと○○○○番○○を分筆し、○○という、建物がある部分として分筆しています。○○○○番○○については、一部住宅になりますが、住宅の部分で分筆しています。合意解約した部分は、合わせると当時の契約した箇所全体となります。再度契約した箇所以外の残っている部分についてですが、○○○○番○○、○○は農地のままということになります。この農地は合意解約しによって○○さんに耕作の権利が移り、今年1年については休閑地という扱いで、今後は耕作すると聞いております。

佐藤代理 私のほうから補足説明をします。いままで○○○○さんと契約していたものに関して

は、もともと〇〇〇〇番〇〇と〇〇がひとつの土地。

對馬委員 賃貸してから分筆したということか。

佐藤代理 賃貸していましたが、今回に当たって合意解約して、その部分を地目変更のために分筆した。

對馬委員 賃貸するときに〇〇と〇〇は上がらないということでもいいのか。

事務局 もとものの地番が〇〇と〇〇で、〇〇は〇〇を分筆して、〇〇は〇〇を分筆して、もともとの賃貸契約が全部の面積。その契約をしているので、分筆は可能ですが、分筆をしても面積自体は合計のものになりますので、今回片方だけ解約することはできないので、いったんはもともとの契約に基づいて両方の面積を解約します。今年すぐつくるなら残っている農地をまた賃貸契約を結んで作る、ということになります。

前田委員 契約ができていないので今年は休み、農地として存在しているということか。

事務局 そうです。

佐藤代理 今回のこの案件に関しては、この現況証明が承認されなければ、分筆して賃貸契約が結べないという段取りになります。一筆を分筆して現況証明が成立して残った農地で賃貸契約なり売買なりする、という段取りになります。今回の現況証明が承認されなければその後の手続が取れないということになります。

谷本委員 測量はしたのか。

事務局 写真に測量の杭が表示されているように、測量されています。

議 長 他にありますか。

荒委員 親番の数字が違うと思います。

事務局 申し訳ありません、〇〇〇〇が正しい表示です。

議 長 他にありますか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 議案第3号 3番について、提案に関する補足説明を願います。
「10番 北村 啓一 委員」

北村委員 10番 北村です。6月3日に 谷本委員、前田委員、小川委員とともに現地調査を行いました。

3番

所有者は ○○線○○号の○○○○さん。
所在地は ○○地区、○○線○○号の○○○○沿いです。

土地の経過については、事務局の説明とおりで。
公簿上の畑については、農地、採草放牧地以外に公簿上が山林のところは、
農地、採草放牧地とすることが適当と思います。

4番

所有者は ○町○丁目○番○○号の○○○○さん。
所在地は ○町○丁目の○○○○付近です。

土地の経過については、事務局の説明とおりで。
公簿上は田ですが、農地、採草放牧地以外とすることが適当と思います。

5番

所有者は 中富良野町字○○○○○○線○○号の○○○○さん。
所在地は ○○地区、○○線○○号の○○○○沿いです。

土地の経過については、事務局の説明とおりで。
公簿上は田ですが、農地、採草放牧地以外とすることが適当と思います。

慎重審議をよろしく願います。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第3号 について、これより質疑に入ります。

対馬委員 5番が田んぼであったという経緯、今まで放置していたというか、まずいのではない
か。○○○○で、林地から農地ではなく、田んぼを宅地に証明するというのは。

谷本委員 住宅の横に野菜畑みたいなものがある。

事務局 駐車場の横に何も植えてない、駐車場の延長のような土地はありましたが。

谷本委員 毎年植えていたかと思う。確認してほしい。

対馬委員 畑ならまだしも田んぼは。罰則とかもなかったと思うが、遡って云々のような。行政
的には田んぼとカウントしていたのはまずいことではないか。

上田委員 田であれば改良区関係の賦課金関係もある。

議 長 今回5番だけ見送ったらいいではないか。また調査することにして。

前田委員 田んぼの決済は終わっているか。

事務局 受益者の対象にはなっていません。

議 長 他にありますか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

5番に関しましては、再調査ということで、今回採決しない方法もありますが、皆様
どうでしょうか。

谷本委員 来月に再度あげてほしい。

議 長 再調査して来月に回すというご意見がありましたが、よろしいでしょうか。

「はい」の声あり

では5番以外を採決いたします。

これより、議案第3号 3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 4番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続議案第3号 5番につきましては、来月までの再調査、ということにしたいと思
います。

議 長 日程第5 議案第4号「農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画について」の件を議題といたします。
事務局より、議案第4号を説明いたします。

事務局 議案第4号について、ご説明いたします。
令和2年度農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに令和3年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について審議を求める。
令和3年6月11日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

この点検評価及び活動計画の策定にあたっては、平成28年の農林水産省「農業委員会事務の実施状況等の公表について」通達により、取り組むことになっております。
評価・点検並びに活動計画について、説明いたします。
以下内容の説明。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました

議長 日程第6 議案第5号「農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について」の件を議題といたします。
議案第5号を、事務局が説明いたします。

事務局 議案第5号について、ご説明いたします。
農地法第3条第2項第5号に定める下限面積及び別段面積の設定について審議を求め
る。
令和3年6月11日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

審議資料として、2015農林業センサスを添付してございます。農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定または修正の必要性について審議することとなっております。

1、下限面積の設定について、町内全地域は別段の設定なし、下限面積2ヘクタール。2、下限面積設定の理由は、農地法施行規則第20条第1項を適用し、2015農林業センサスにおいて、現行の下限面積未満の農地を耕作している農家が全農家数の4割を著しく上回るものではないため、北海道での下限面積2ヘクタールを適用する者とし、別段の下限面積について定めは行わない。

2ヘクタール未満の経営体合計27、経営体総数が282、この割合が9・6パーセントということで、40パーセントを下回っています。40パーセント以上になった場合に、それを目安にしてこの面積の更新を検討する、ということになっております。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

島田委員 2015年農林業センサスとなっておりますが、5年ごとに更新されるのではなかったでしょうか。2020年農林業センサスをもとに算出したほうが良いと思うのですが。

事務局 2020年の農林業センサスは集計終わっていて、一部も公開されています。しかし農業経営体数と面積は、12月に公開されるということで、今年度については前回のセンサスの数値を採用しています。次年度からは新しいセンサスをもとに数値を出します。

島田委員 母数が違いますよね、2015年センサスでは282経営体だったのがいまは219経営体しかない。

事務局 経営耕地なし等区分されていますが、その割合についても、もともとの経営体総数が母体になるので、それに対する割合になるので、その数字の計算については分母を変えないというのが原則になります。統計値を使う場合、あくまで、集計した数のうちの何割か、と集計することになるかと。

事務局 最新の数値で算出するのが目安だと思います。しかし現時点では公表されていないということで、2015年センサスの数値を使っています。仮に新しい数値で計算したとしても、小規模農家の総数が40パーセントを上回ることはまず間違いなくないだろうとして、引き続き当農業委員会においては、北海道の下限面積の設定の2ヘクタールのままとします。本州府県についてはもともと設定50アールですけど、北海道においても、小規模農家が大半を占める場合などに下限面積を下げる、とする農業委

員会もありますので、その時にはそういう検討をするのがベストかなと。現時点で小規模経営体が上回ることはないかなと思いますので、ご理解いただければと。

島田委員 園芸作物で新規就農者するときに、2ヘクタールの農地が必要というのは。

事務局 新規就農者の下限面積については、施設園芸・果樹・花きのような高収益作物の栽培の場合は下限面積の2ヘクタールは適用されません。新規就農者の受入れは問題ないかなと。ただし、土地利用型農業目指すのであれば最低でも2ヘクタールないとできないのでは、というのが北海道全体の考えになっています。このルールは施設園芸を主として行う経営体が参入する分には問題になりません。

島田委員 危惧していたのは、施設園芸だけでやっている農家数が農家としてカウントされていなかったらおかしいことになるなど。

事務局 統計法上の区分でカウントされています。

議長 他にありますか・

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第5号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

事務局

本日の日程は、全て終了いたしました。

第12回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

全員ご起立ください。 「礼」

以上、議案5件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後8時00分

上記第12回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和3年6月11日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____